

はじめに

日本弁護士連合会会長第51回日本弁護士連合会人権擁護大会

シンポジウム第3分科会実行委員会委員長 木村 達也

本書は2008年10月、富山で開催された第51回人権擁護大会のシンポジウム「労働と貧困—拡大するワーキングプア」の基調報告を、より

本書は2008年10月、富山で開催された第51回人権擁護大会のシンポジウム「労働と貧困—拡大するワーキングプア」の基調報告を、より多くの人達に読んでいただきたいと大幅に簡略化し、かつ読み易く文章を整理したものである。大筋においてシンポジウムの内容と隔たりはない。

日弁連が貧困問題に正面から取り組むのは2006年10月の第49回人権擁護大会シンポジウム「現代日本の貧困と生存権保障」に次いで今回が2回目である。前回のシンポジウムを受けて日弁連は、2007年3月、生活保護問題緊急対策委員会を設置し、引き続き生活保護問題の充実・改善に取り組んでいる。

この間にも日本における格差の拡大、貧困の増加は止まることなく進行し、特に2008年11月発生したアメリカの金融危機以降は、貧困・雇用問題はわが国最大の政治問題化している。

今日、日本の貧困問題は「みんなが貧しい、みんなが貧困」というものではなく、一部の者が大儲けをし、その他多くの国民・労働者が不安定雇用・低賃金の貧困にあえぎ、生活もままならないという状態が進行しており、憲法が全ての国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)を侵害し、さらには労働者の勤労の権利(憲法27条)を侵害するものとなっている。私たち法律家はこの現状を黙視し得ない深刻なものとして、基本的人権擁護の視点から、取り組んでいるものである。

しかし、今回「労働と貧困—拡大するワーキングプア」をシンポジウムテーマに取り上げるにあたり、私たちはわが国の財政問題と絡めて、わが国の社会保障・生活保護・社会労働政策のあり方について真正面から取り組まざるを得なかった。さらにこの問題は、政治、経済、産業界、労働組合などの利害と鋭く対立する部分もあり、大変困難な作業となった。

私たちは、まずわが国の貧困の最大原因たる雇用、労働問題の実態と貧困の現状を把握し、その貧困の因ってきたる原因を調査・研究することに努めた。全国の弁護士会に呼びかけて行った「非正規労働・生活保護ホットライン」の実施や厚生労働省、労働組合、学者、市民運動家や生活困窮者・ワーキングプアの方々に対し、広汎なヒアリングを行った。またアメリカ、イギリス、ドイツ、韓国らにお

ける社会労働政策並びに社会保障制度、そしてこの問題に取り組む市民運動などの現状についても訪問調査を行った。

こうした調査・研究の結果、わが国の格差拡大と貧困の増大は、雇用契約における規制緩和などがもたらす不安定雇用と不安定雇用者の低賃金労働に起因すること、貧困対策としての社会保障・生活保護制度は、先進資本主義諸国、特にEU、北欧諸国に比し、著しく遅れていることが判明した。

そこで、私たちは、本シンポジウムを通じて、現在日本に必要とする雇用・労働政策と社会保障政策について、今日の現状を踏まえて、また様々な意見のあることを承知の上で大胆な提言を試みることにした。本書はこうした調査・研究とその成果に基づく日本社会への大胆な提言を収めたものであり、今日の雇用と貧困問題の解決のためには有用なものであると信じる。本書がより多くの人々に読まれ、雇用と貧困問題の解決に少しでも寄与することができるなら大いに幸せである。

なお、本書出版にあたり、神野直彦東京大学教授、脇田滋龍谷大学教授にはご多忙の中、本書のために貴重な論稿をいただき、多大なお手間をおかけした。また、派遣切りにあった方々、非正規雇用の方々からはレポートの本書掲載に快くご承諾をいただいた。そして、あけび書房代表の久保則之氏には大変お世話になった。心より感謝申し上げます。

2009年5月